資料４－１

千葉市個人情報保護法施行条例検討部会の設置等について

１　部 会 の 設 置

千葉市個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」という。）の制定及び改正にあたっては、専門的な内容について詳細かつ具体的に検討、審議する必要があることから、施行条例に関する事項について審議を行う部会を設置し、少人数で集中的に検討を行うこととしたい。

２　部 会 の 名 称

千葉市個人情報保護法施行条例検討部会

３　部会の委員の指定

（１）人　　数　　３人

（２）構成委員

ア　会　長

イ　個人情報の保護に関する学識経験を持つ委員

４　審 議 の 進 め 方

審議会（全体会）に諮問

↓

部会での個別審議

↓

部会から審議会（全体会）に対し審議結果の報告

↓

全体会で答申の決定

【参　考】

◆ 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則 第２条【部会】

第２条　審議会は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員をもって組織する部会を置くことができる。